

パナマ内政・外交（２０２１年２月定期報告）

【ポイント】

○２月には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種規制につき、様々な緩和措置が実施された。８日より、全国においてレストラン営業の再開及び性別毎の買い物制限の廃止等の緩和。１５日より、全国において夜間外出禁止時間の短縮やレストランの営業時間の延長等の緩和。また、２２日より、ジム等の営業再開許可といった措置が実施された。また、３月６日より週末完全外出禁止措置の撤廃や映画等の営業再開も発表された。

○４日、スクレ保健大臣は、ドミトリエフ・ロシア直接投資基金総裁に対し、ロシアの新型コロナウイルスワクチン「スプートニクV」３００万ドースの調達を依頼する書簡を発出した旨発表した。

○１７日、ファイザー・ビオンテック社（以下、ファイザー社）の第２便の新型コロナウイルスワクチン６７，８６０ドースがパナマに到着。２４日には、同第３便７７，２２０ドースが到着した。また、２８日、政府は１９９万９，５３０ドース（購入価格：２，３９９万４，３６０米ドル）のファイザー社ワクチンの追加調達が閣議決定されたと発表した。

○２３日、パナマ保健省は、Huawei Technologies Panama 社より、８，７５０米ドル相当の５０台の最新の電子機器の供与を受けた旨発表した。

○２４日、ウジョア検事総長は、３月１日付で辞任する旨発表した。これを受けて、２６日、コルティソ大統領は同検事総長の辞任を承認するとともに、ハビエル・カラバジョ氏を代行検事総長とする旨発表した。

○４日付回章において、パナマ外務省は、本年１月８日に、グアイド暫定大統領において任命されたサバルセ在パナマ・ベネズエラ大使に対し、信任状の返却に応じるよう要請した。

【本文】

●内政

１ 新型コロナウイルス関連：規制緩和

（１）レストランの営業再開・性別毎の買い物制限の廃止等

２日、スクレ保健大臣は保健省記者会見において、年末年始等の外出禁止措置等の導入より、感染対策の成果が確認されたことを踏まえ、８日より、全国において、レストラン営業の再開及び性別毎の買い物制限の廃止等の緩和措置を実施することを発表した。

ア ８日より、レストランの営業再開を許可、性別毎の買い物制限日を廃止。

イ ビーチ・河岸の滞在（パナマ県、西パナマ県、エレラ県）：月曜から金曜の

午前6時から午後4時までの滞在を許可。

ウ 1月30日に発表したとおり、本年のカーニバルにかかる祭事（2月13～16日）は、国内の感染経路遮断と、感染予防策の一環として中止。

エ 全国において、午後9時以降の夜間外出禁止措置を継続。

（2）夜間外出禁止時間の短縮等

11日、スクレ保健大臣は保健省記者会見において、15日より、全国において夜間外出禁止時間の短縮やレストランの営業時間の延長等の緩和措置につき発表した。首都圏の関わる部分については以下の通り。

ア 15日より、夜間外出禁止時間を午後10時から午前4時までとする（従来の午後9時から1時間後ろ倒し）他、レストランの営業終了時間を午後9時までとする（従来は午後7時30分）。

イ カーニバル期間中の措置（パナマ県、西パナマ県、コクレ県、ロス・サントス県、エレラ県及びベラグアス県）：13日及び14日の週末完全外出禁止措置を維持。

ウ パナマ県、西パナマ県への措置：15日より、洗車、仕立て屋、靴屋、クリエイティブ産業、文化産業の営業を許可（ただし、映画館は除く）。

エ ビーチ・河岸の滞在（パナマ県、西パナマ県、コクレ県、ロス・サントス県、エレラ県）：平日（月曜から金曜）の午前6時から午後5時までの滞在を許可する。（従来の午後4から1時間延長。）

（3）週末完全外出禁止措置の撤廃等

19日、スクレ保健大臣は保健省記者会見において、22日より、ジム等の営業再開を許可する他、3月6日より、全国において、週末完全外出禁止措置の撤廃等を実施することを発表した。

ア パナマ県及び西パナマ県への措置：22日より、ジム、マッサージ・エステ、マリーナ・フィッシング施設の営業再開を許可。

イ 3月6日午前4時より、全国において、週末の完全外出禁止措置を撤廃する他、映画館の営業再開を許可する。

ウ 週末外出禁止措置の撤廃以降、ビーチ、河岸の滞在時間に関し、週末を含め、午前6時から午後5時までとする。

（4）映画館等の営業再開

23日、スクレ保健大臣は保健省記者会見において、パナマ県及び西パナマ県において、3月6日より、映画館、カジノの営業再開及び運動場の開放（レクリエーション使用のみ）を許可する等の措置について発表した。なお、同大臣は3月6日以降も、全国レベルで、夜間外出禁止措置（午後10時から午前4時まで）は継続する旨述べた。

2 新型コロナウイルス関連：ワクチン調達及びワクチン接種等

(1) ファイザー・ビオンテック社のワクチン第2便の到着

ア 15日、保健省記者会見に出席したモイネス外務大臣は、ファイザー社と合意している300万ドースのうち、第1四半期分(1~3月)45万ドースの一部にあたる67,860ドースが17日早朝に到着見込みであり、今後6週間、毎週同社より同量程度のワクチンを受領する予定である旨発表した(17日、予定通り到着)。

イ 保健省はプレスリリース第356号(2月15日付)において、今次ワクチンは、ワクチン予防接種戦略の第1フェーズの段階1Aに該当する新型コロナウイルス対応の第一線の医療従事者(公立・民間病院を含む)、60歳以上の療養中の患者(自宅療養及び入院患者)や段階1Bに該当する段階1Aで優先されていない医療関係者や16歳以上の障害者等へのワクチン投与を実施していく旨発表した。

ウ また、ベリオ保健次官は、ワクチン接種につき、段階的に全ての国民を対象にかつ無料で行う旨、改めて述べた。

(2) ファイザー・ビオンテック社のワクチン第3便の到着

ア 24日、コルティソ大統領及び大統領府はツイッターにおいて、ファイザー社の第3便分のワクチン77,220ドースがパナマに到着した旨発表した。

(これにより、1月20日以降、パナマに到着したワクチン合計数は、157,920ドースとなる。)

イ また、23日、ベリオ保健次官は保健省記者会見において、今後のワクチン投与に関し、60歳以上の療養患者を含む第1フェーズの全ての対象者へのワクチン接種を継続するとともに、国家防災庁(Sinapro)、赤十字、治安当局職員に対する2回目のワクチン接種も行っていくと述べた。

ウ さらに、同次官は、ワクチン予防接種戦略に従い、ワクチン投与の第2フェーズの段階2A(慢性疾患を有する16~59歳の者及び60歳以上の高齢者が投与対象)も開始する予定であると述べた。

(3) ファイザー・ビオンテック社ワクチンの追加調達

ア 28日、パナマ政府は、199万9,530ドース分(購入価格は、2,399万4,360米ドル)のファイザー社の新型コロナウイルスワクチンを追加調達することにつき、閣議決定されたと発表した。(当館注：当地主要紙ラ・プレンサによると、今次追加調達分は、既に同社と契約済みの300万ドースに上乗せされるもの。)

イ 今次追加調達のため、保健省がファイザー社との契約書の修正に署名することは、2月23日付決議第21号をもって閣議承認されている。

ウ 政府は、18歳以上の国民への新型コロナウイルスのワクチン数確保のため

め、2020年7月以降、ワクチン調達手続きを進めてきたが、今次追加調達分により、12歳以上の国民にも割り当てられることとなる。

(4) ロシア製ワクチンの調達

ア 5日付ラ・プレンサ紙は、4日、スクレ保健大臣がキリル・ドミトリエフ (Kirill Dmitriev) ロシア直接投資基金総裁に対し、ロシアの新型コロナウイルスワクチン「スプートニクV」300万ドースの調達を依頼する書簡を発出した旨発表したと報じた。同大臣は、パナマ政府として、3月までに150万人分 (1人当たり2ドース分) のワクチン供給を期待している旨述べた。

イ 13日付パナマ・アメリカ紙は、パナマのロシア製ワクチンの調達に関し、在パナマ・ロシア大使館のSNSを通じて、パナマ保健省とロシア直接投資基金とのワクチンの調達に係る交渉はオンライン会合にて行う旨発表した。

3 新型コロナウイルス関連：Huawei 社による電子機器の供与

23日、パナマ保健省は、Huawei Technologies Panama 社より、8,750米ドル相当の50台の最新の電子機器の供与を受けた旨発表した。同機器の導入により、国内の様々な地域において、新型コロナウイルス感染症の追跡能力の強化が見込まれるとしている。

4 ウジョア検事総長の辞任

(1) 24日午後2時すぎ、エドワルド・ウジョア検事総長は、検察庁のツイッターにおいて、3月1日付で、2020年1月2日に就任した検事総長の辞任を発表するとともに、同日付で、撤回不可とする辞表 (la renuncia irrevocable) をコルティソ大統領に提出したと発表した。

(2) 26日、コルティソ大統領はツイッターにおいて、ウジョア検事総長の辞任を承認するとともに、新検事総長が閣議で承認されるまで、ハビエル・カラバジョ (Javier Caraballo) 氏を代行検事総長とする旨発表した。

(3) なお、カラバジョ氏は検察庁において20年以上の経験を有するとともに、2017年5月以降、地方検察庁 (コロン及びグナ・ヤラ先住民自治区担当) の上級検察官の経験も有する。

●外交

1 在パナマ・ベネズエラ大使に対する信任状の返却対応要請

(1) 5日当地ラ・エストレージャ紙は、パナマ外務省は本年1月8日、グアイド暫定大統領において任命されたファビオラ・サバルセ (Fabiola Zavarce) 在パナマ・ベネズエラ大使に対し、信任状の返却に応じるよう求めた旨通知する当地外交団への回章 (DPIDYD-MIRE-2021-065) を4日付で発出した旨報じた。

（２）パナマ外務省のプレスリリースにおいて、「パナマは、グアイド暫定大統領と 2015 年に選出された国会の代表者を含む、ベネズエラ社会の全ての政党及び政治セクターに改めてコミットする」と述べるとともに「複雑なベネズエラ危機の現状を踏まえつつ、国際法の原則を厳格に遵守するパナマの立場は維持されており、マドゥロ政権の正当性を認めていると解釈されるべきものではない。」として、パナマ政府はマドゥロ政権を認めないとの立場を改めて示した。

（３）なお、2019年3月18日、サバルセ在パナマ・ベネズエラ大使はバレラ前大統領政権下において、信任状を提出した。

（了）